# 財源不足に関する地方交付税法第６条の３第２項の対応について

資料6

地方交付税法(昭和25年法律第211号)（抄）

第6条の3 （略）

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率（＝交付税率）の変更を行うものとする。

＜考え方＞

①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ（財源不足額）があり、

②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり

③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

○平成30年度における財源不足への対応

（単位：億円）

（　　）は29年度

